

議員活動と家庭生活の両立を支援する環境づくり

1 背景

政治分野における男女共同参画の推進は、政治に多様な民意を反映させる観点から重要であり、多様な人材が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、令和3年2月には、全国市議会議長会において、本会議等の欠席事由に育児・看護・介護等（以下「育児等」という。）を明文化するなどの標準市議会会議規則の一部改正が行われた。

さらに、令和4年12月には、第33次地方制度調査会より、多様な人材が議会に参画しやすくなるよう、議会運営上の工夫を行い、環境を整備することが必要である旨の答申が出された。

2 本市会における対応

本市会では、標準市議会会議規則の一部改正を踏まえ、令和3年第3回市会定例会において、本会議等の欠席事由を明文化する等の会議規則改正を行ったところである。

一方、議員は本会議・委員会が開催される場所に参集することが基本である中で、育児等を担う議員が議会を欠席せずに議員活動と家庭生活を両立するには、当該議員による自主的な取組のほか、議会として両立を支援するための環境づくりも重要であるため、議会運営を工夫することにより可能な対応を実施する。

3 理事会協議結果（令和5年2月6日運営理事会）

（1）事前申し出による本会議・委員会中の離席・退席

会議規則第106条において、「議員は、会議中、みだりに自己の席を離れてはならない」、第107条において、「議員は、会議中着席または退席しようとするときは、議長に申し出なければならない」と規定されている。

しかし、育児等の都合により突発的に離席・退席せざるを得ない状況も考えられるため、事前に議長（委員長）へ口頭等により申し出ること、採決時及び投票時等を除く議事運営上支障のない範囲で離席・退席できることとする。また、市会運営委員会申し合わせ・確認事項にその旨規定する。

【市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正】

その他

14 育児等を担う議員の離席・退席等の取扱い

(1) 会議規則第106条の運用に当たり、育児、看護、介護その他のやむを得ない事由による場合は、離席することができることとする。

(2) 育児、看護、介護その他のやむを得ない事由により遅参し、又は離席し、若しくは退席することが事前に想定される場合は、本会議の前に議長に申し出ることとする。

(3) 委員会においては、(1)及び(2)を準用する。

（2）親子傍聴室の活用

議員は本会議・委員会が開催される場所に参集することが基本であるが、会議に出席したものの、育児等の都合により、離席・退席せざるを得ない場合も考えられる。

離席・退席時においても審議状況を把握するための対応として、インターネット中継等の視聴が考えられるが、本会議においては、議場にいる状態により近い環境を確保する観点から、親子傍聴室に空きがある場合は、親子傍聴室を活用し、育児等を行いながら傍聴できるようにする。

※委員会については、育児等を行いながら傍聴できる環境を用意できないため、議員室等でインターネット中継等を視聴する。